

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

荒木貞夫 其他

オイゲン、オットー氏に對する檢察側の反對訊問

問一此處に添附してある書類第一號はオットー君名、一九三九年十二月三十一日東京發信の整理番號一三六二一二號より一三六二一五號に至る獨逸文電報の寫眞複寫、同電報が押收せる獨逸の文書たることを證明する一九四六年四月二十三日附のダブリュー、ピー、カミングの口供書寫し、並に同電報及同口供書は自己所有の原本の眞實にして正確なる寫したることを證明するエイル・マツクソンの證明書より成つてゐます。此の電報をお調べの上、それが貴方自身により、又は貴方の指示により獨逸外務省又は獨逸國內の獨逸政府の官廳若しくは官吏に宛てて發せられたものか否かを述べて下さい。

答、此の電報は私が獨逸外務省に宛てて發したものであります。

問ニ同電報の寫しが、貴方自身により又は貴方の指示により上海及新京に宛てて發せられたか否かを述べて下さい。又もしさうであれば同電報は兩市の誰に宛てたのですか。

答、同電報の寫しは、私が上海の獨逸代理公使、並に新京の公使に宛てて發したものであります。

問三以上の書類第一號を貴方の證言の一部とし證據として提出し、それにより「オイゲン・オットー、書證第一號」と記して下さい。〔書類第一號を書證として提出する際、記録のため次の様に述べて下さい。〕余は一九三九年十二月三十一日附電報の寫眞複寫一九四六年四月二十三日附のダブリュー・ピー・カミングの口供書並に一九四七年八月十五日附のユイル・マクソンの證明書より成り、余即ちオイゲン・オットーにより書證第一號と記したる書類第一號を證據として茲に提出します。

答、余は一九三九年十二月三十一日附の電報の寫眞複寫、一九四六年四月二十三日附のダブリュー・ピー・カミングの口供書並に一九四七年八月十五日附のユイル・マクソンの證明書より成り、余即ちオイゲン・オットーにより書證第一號と記したる書類第一號を證據として茲に提出します。

オイゲン・オットー

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

荒木貞夫 其他

オイゲン、オットー氏に對する檢察側の反對訊問

問一、此處に添附してある書類第二號は、オットー署名一九四〇年一月二十三日附、番號「一ノ二二より四六」の獨逸文電報の寫眞複寫同電報が押收せる獨逸の文書たることを證明する一九四六年四月二十三日附のダブリュー、ピー、カミングの口供書寫し、並に同電報及び同口供書は自己所有の原本の眞實にして正確なる寫したることとを證明するエイル、マクソンの證明書より成つてゐます。此の電報をお調べの上それが貴方自身により、又は貴方の指示により獨逸外務省又は獨逸國內の獨逸政府官廳若しくは官吏に宛てて發

せられたものか否かを述べて下さい。

答、此の電報は私が獨逸外務省に宛てて發したものであります。

問二、此の電報の寫しが、貴方自身により又は貴方の指示によりワシントン、上海、及び新京に宛てたものか否かを述べて下さい。

答、また若しさうであれば、以上三市の許に宛てたのでありますか。同電報は私がワシントンの獨逸大使、上海の代理大使及び新京の公使に宛てて發したものであります。私は日本の重要問題に就き

非常に關連のある獨逸官廳には報告を行ふのが常でありました。

問三、以上の證據書類第二號を貴方の證言の一部とし證據として提出しそれに「オイゲン、オットー、書證第二號」と記して下さい。

（書類第二號を提出する際、記録のため次の様に述べて下さい。

「余は一九四〇年一月二十三日附電報の寫眞複寫、一九四六年四月二十三日附のダブリュー、ピー、カミンクの口供書、及び一九

四七年八月十五日附のエイル、マクソンの證明書より成り、余即ちオイゲン、オットーにより書證第二號と記したる書類第二號を

證據として茲に提出します。」

答、余は一九四〇年一月二十三日附電報の寫眞複寫、一九四六年四月

二十三日附のダブリュー、カミンクの口供書及び一九四七年八月十五日附のエイル、マクソンの證明書より成り余、即ちオイ

ゲン、オットーにより書證第二號と記したる書類第二號を證據として茲に提出します。

オイゲン、オットー

極東國際軍事裁判所

アメリカ合衆國其他

荒木貞夫其他

第一問

檢察側を代表して行はれたるオイゲン・オット氏に對する
反對訊問調書

茲に添付してあるのは第三號書類でありまして取替番號一三六
二三四號及一三六二三五號と記され、オット氏の署名ある一九四
〇年一昭和十五年一月二十六日附獨文の電報の複寫寫眞によ
る寫、及び此の電報は押收したるドイツの公文書であることを
證明してある一九四六年一昭和二十一年四月二十三日附の
・P・カミングの口供書の寫、並ひに右電報及び口供書は現在
自己が所有して居る右公文書原本の眞正なる寫なる旨のイエー
ル・マクソンの證明書から成立つて居ります。どうぞ此の電報
を調べてそれが貴方自身によつて、又は貴方の指圖に従つて、
ドイツ外務省或はドイツに於けるドイツ政府の其他の役所又は

答

第二問

役人に宛て打電されたものであるか、どうかを述べて下さい。
コイブルグ公の來訪に關連して微妙な情勢を呈したので、私は
此の電報を自らドイツ外務大臣宛打ちました。

どうぞ前述の第三號書類を貴方の證言の一部として證據として
差出して下さい。そしてオイゲン・オット、證據書類第三號と
それに記して下さい（第三號書類を證據書類として差出す場合
に、どうぞ記録の爲め次の様に述べて下さい、即ち「私は此の
文書と共に第三號書類を證據として差出します。これは一九四
〇年（昭和十五年）一月二十六日附電報の複寫寫眞による寫一
九四六年（昭和二十一年）四月二十三日附 W・P・カミングの
口供書、並ひに私がオイゲン・オット、證據書類第三號と記し
た一九四七年（昭和二十二年）八月十五日附のイェール・マク
スンの證明書から成り立つて居ります。」

答

私は此の文書と共に第三號書類を證據として差出します。これ
は一九四〇年（昭和十五年）一月二十六日附電報の複寫寫眞に
よる寫一九四六年（昭和二十一年）四月二十三日附 W・P・カ

Def. Doc 2475

ミンダの口供書並ひに私がオイゲン・オット、證據書類第三號と記した一九四七年八月十五日附のイエール・マクスンの證明書から成り立つて居ります。

副側文書第二四七五號

自分儀正當なる委任を受け資格を附與せられたる中國上海領事區域の領事なる處、極東國際軍事裁判所に於て審理中なる指定事件の主任辯護人オージェン・カニングラムの要請に基き、一九四七年八月三十日米國總領事館内の事務所に於て、オイゲン・オットを實檢したる事、並びに右證人を個人的に知り、且つ訊問調書中に指名され、記載され居る人物と同一人なることを承知したるを以て、右證人が訊問に答ふるに當り全く眞實を證言し、眞實以外何事も述べざる事を先づ宣誓したる後、磨寫されたる同人の證據書類を閲讀し、訂正し、自分の面前に於て署名したる事を茲に證明す。

更に自分は本件、又は本件の結果に何らかの利害關係を有する當事者の執れに對しても法律顧問又は親族に非ざることとを證明す。

自分儀右證人として一九四七年八月三十日、中國上海に於て茲に署名し公式の封印をなしたり。

米國副領事 アイサー・且・ローゼン（署名）

電文 (G. S. J. V.)

東京 一九三九年十二月二十一日 十二時二十分

受信 同 三時

十二月二十九日 電文 七九一十) 號及同十八日七七七廿) 號 參照

日本國政は年末に際し内外政局の重壓下に運営されてゐる日本對外政策の三大重要問題たる中國問題解決對米協調、對露協定は未だ解決を見ない。南京より下流の馮子江公開の發表も切望されたアメリカの態度變更をもたらさなかつた。米大使は中國一少くとも中文及南支の一獨立と通商の自由を明瞭な目的とする新なる要求を呈出した。彼の要求せる所は主として次の如きものと言はれる。即ち、北支駐屯兵力を八個守備隊を制限して他の軍隊の漸次的引揚げ、日本の獨占的開發會社を解散して門戸開放と外國の條約權を保證することである。アメリカの態度は樂觀を裝ふ政府によりそだてられた最初の間は極度にあふられた期待に對する幻滅を呼び起した。アメリカの壓迫を避けるために、最近或る方面に於ては支那事變を將介石に對する讓歩を以て解決する即ち出來れば將介石に對して近衛聲明を放棄して和平交渉を行ひ又汪兆銘をその際單に仲介者として利用しよいと云ふ思想が起つてゐる。但し軍部持に支那派遣軍は現在迄汪兆銘を主

班とする新中央政府を樹立する決心をしてゐるが汪は廣範圍の獨立を（要求）の語脱落し又今猶非常な人尋關係上の困難と闘つて居る。露西亞との交渉は細目一滿洲國々境の確定、漁業協定に限り日蘇間の根本問題、特に蘇聯の對支態度には及んで居ない。南滿洲鐵道の負債の總額六百萬圓の支拂の要求の如き露國の些少な反對要求が悪影響を及ぼしてゐる。

國內政局に於ては四六の衆議院議員中二七〇名が突然意外な反政府的行動に出たため新しい事態を生じた。その行動は總ての小數黨及主要なる黨の多數の議員によつて支持されて居るが、之等の議員は危險な大衆の感情の直接的な印象を持つて選舉區より開院式に迄やつて來たのである。其の大衆の感情と對ふのは貿易政策支那學究の結果たる食糧及給養状態の悪化等に米價高騰及生活必需品配給に於ける政府の失敗等の結果起つたものである。

既報の如く内閣は議會多數勢力の行動にかゝわらず居座りを決し反對派を總理との會談によつて分裂させやうと試みて居る。總理は彼等の議員の行動に反對する覺悟は殆んど出來てゐない。と言ふのは黨のこれ以上の分裂の危険があるからである。従つて、議會の召集に先立つて一月中旬に内閣が産産すること一般に豫期されてゐる。

在來幾多の失敗にも係らずそれが（一群崩れ）たところの親アングロサクソン係新聞連が内閣を見棄てはじめてゐる。宮廷關係（二群崩れ）は内閣を維持しようとして（一群欠）明に衝撃を受けた。新しい情報に依れば宮廷關係では根本的な政策の変更をくひ止めるために議會政黨の参加による連立内閣を準備することに腐心してゐる。首相には近衛内閣の外相として伯林に知られて居る宇垣大將が候補に擧げられてゐる。對外政局の壓迫と國內の對立の結果として實行力ある連立に内閣又はヨロツバ國家群の一つとの提携今のところ期待出來ない。現内閣の倒壊のため運動してゐる大島、白鳥兩大使の意見によると根本的な政策の変更が實現するためには未だ二乃至三の過渡的内閣を要するであらう。

上海と新京に轉電濟

オ
ツ
ト

口 供 書

W. P. カミングハ先ヅ正式ニ宣誓シ證言シ申延ブ

一、私ハ獨逸關係ノ合衆國政治顧問局員ノ合衆國國務省ノ一員ニシテ從ツ

テ合衆國獨逸軍政府ノ代表者デアル。

上述ノ資格ニ於テ原文ノ捕獲セラレタル獨逸外務省書類及ビ記録ハ獨

逸ベルリン、ベルリン文書部ニ於テ小生ガ所有シ保管シ管理スルモノナ

リ。

二、前述ノ原文ノ外務省書類及ビ記録ハ道合國派遣軍最高司令官ノ命令

ノ下ニ軍隊ニ依リ捕獲取得セラレタルモノナリ、押收取得ト同時ニ前記

軍隊ニ依リ先ヅ獨逸マールブルク軍用書類中央部ニ集收セラレ後日前記

道合軍ノ確保アル人ニ依リ伯林文書部トシテ知ラレタル前記ノ中央文書

部ニ移動セラレタリ。

三、私ハ一九四五年八月十五日獨逸マールブルクニ在ル前記文書部ニ配

置セラレ獨逸マールブルグ勤務中前記捕獲セラレタル獨逸外務省書類

及ビ記録ハ最初ニ私ノ所有管理スルモノトナリ其後モ繼續シテ私ノ管理下

ニ私ガ所持保管スルモノナリ居タリ。

四、本口供書ノ添付セラレタル書類ハ前述ノ方法ニ依リ私ノ管理下ニ私ノ

所持保管スル所トナリタル前記獨逸外務省書類綴及ビ記録ヨリ捕獲セラレ
 タル獨逸外務省原文書類ノ眞實ニシテ正確ナル寫眞寫ナリ”
 五、添附セラレタル寫眞寫ノ前記原文書類ハ證明係属ニ依リ調査審査ノ
 タメ私ガ保持保留シ、前記ノ理由ニ依リ前記原文利用不可能ノタメ前記
 原文ノ寫眞寫ヲ茲ニ證明ヲ附シテ提出ス

W・P・カミング (署名)

一九四六年四月二十三日小生ノ面前ニ於テ宣誓署名セリ

高級副官代筆

陸軍中佐 A・G・D

G・H・ガード (署名)

獨逸軍政府事務局 (U・S) (印)

書類第一號

證明書

下ニ署名シタル日本東京國際檢察廳文書部長エール、マツクソンハ粹番
號一三六二一ヨリ一三六二一五ヨ含ム一九三九年十二月卅一日附オツ
トノ署名ナル附屬電報及ビ茲ニ添附セラレタル一九四六年四月二十三日
附ノW、P、カミングノ口供書ハ小官ノ公式保管下ニアル原文ノ眞實ニ
シテ精確ナル寫ナル事ヲ證明ス。

一九四七年八月十五日署名

日本東京國際檢察廳文書部長

エール、マツクソン

電文（暗號）
オイゲン、オット、法廷證第二號

東京 一九四〇 一月二十三日 三時

受信 同 〇時

一月二十三日付 四十六號 至 急

訊問調書によつて、淺間丸で抑留された二十一名の獨逸人中獨逸國防軍に屬するものは一名もないと云ふことが明になつた。被拘留者名簿によつて英人は船員及技術員に目をつけたと云ふことが判明した、尙その他五十五歳の老倉庫番が拘留された。かくれて拘留を逃れた一等手フオツクの言によるとニューヨウクスタンダード石油會社が英總領事館の通報に依ると今迄當會社の被使用人であつた獨逸人の渡航は差支へないと言ふことを渡航に先立つて發表したと云ふことである。

私は第一策として日本外務大臣に事實を通謀し、英國の行動の反國際法的本性を強調して日本政府の速かな決意の發表を乞ふた。

私は今後の私の行動の最高目標として被拘留者の解放に努力してゐる。私は此の考を差當り非公式に日本外務省に告げた。漸進戰法のみが日本人の氣質に對しては有望である。之は大。白。兩大使の強い意見（電文崩れ）でもある。

外務省及海軍首腦部は現在日本船長の審問を及びその他若干の調査を行つてゐる。外務省スポークスマン今日の新聞記者會談に於て日本の最少

限度の對策として俊烈な抗議を行ふてあらうことを發表した。
同様の聲明を海軍省の代表者は海軍武官に送つて來た。
日本の新聞雜誌は一樣に獨逸船員に對し強い同情を示し、英國の行動
に付憤り且之を非難してゐる。同事件の日米人目撃者は獨逸人側に明な
る好意を表してゐる。

ワシントン、上海、新京に轉電済

オ
ツ
ト

口 供 書

W. P. カミングハ先ヅ正式ニ宣誓シ證言シ申延ブ

一、私ハ獨逸關係ノ合衆國政治顧問局員ノ合衆國國務省ノ一員ニシテ從ツテ合衆國獨逸軍政府ノ代表者デアル。

上述ノ資格ニ於テ原文ノ捕獲セラレタル獨逸外務省書類級及ビ記録ハ獨逸ベルリン、ベルリン文書部ニ於テ小生ガ所有シ保管シ管理スルモノナリ。

二、前述ノ原文ノ外務省書類級及ビ記録ハ道合國派遣軍最高司令官ノ命令

ノ下ニ軍隊ニ依リ捕獲取得セラレタルモノナリ、押收取得ト同時ニ前記軍隊ニ依リ先ヅ獨逸マールブルク軍用書類中央部ニ集收セラレ後日前記連合軍ノ覆眼アル人ニ依リ伯林文書部トシテ知ラレタル前記ノ中央文書部ニ移動セラレタリ。

三、私ハ一九四五年八月十五日獨逸マールブルクニ在ル前記文書部ニ配置セラレ獨逸マールブルグ勤務中前記捕獲セラレタル獨逸外務省書類級及ビ記録ハ最初ニ私ノ所有管理スル事トナリ其後モ繼續シテ私ノ管理下ニ私ガ所持保管スル事ニナリ居タリ。

四、本口供書ノ添附セラレタル書類ハ前述ノ方法ニ依リ私ノ管理下ニ私ノ

所持保管スル所トナリタル前記獨逸外務省書類級及び記録ヨリ捕獲セラレタル獨逸外務省原文書類ノ眞實ニシテ正確ナル寫眞寫ナリ。

五、添附セラレタル寫眞寫ノ前記原文書類ハ諸關係機關ニ依リ調査審査ノタメ私ガ保持保留シ、前記ノ理由ニ依リ前記原文利用不可能ノタメ前記原文ノ寫眞寫ヲ茲ニ證明ヲ附シテ提出ス

W. P. カミング (署名)

一九四六年四月二十三日小生ノ面前ニ於テ宣誓署名セリ

高級副官代理

陸軍中佐 A. G. D

G. H. ガード (署名)

獨逸軍政府事務局 (U. S.) (印)

書類番號

第二番

證明書

自分僱イエール・マクソンは日本東京の國際檢察官文書課長の職にある者
 なる。此處に添付せるオットにより署名され且つ二十二、一の四十六な
 る番號を有する一九四〇年一月二十三日附の電報と及び更に右電報に添付
 せる一九四六年四月二十三日附のW.P.カンミングの宣誓供述書は吾
 管に係る原文の眞實にして正確なる寫しなることを證明す。

一九四七年八月十五日

日本東京國際檢察官文書課長

イエール・マクソン (署名)

電文

「オイゲン、オット」法廷證言三號

東京 一九四〇年一月二十六日

九。五〇時

受信 同

一九一三〇時

一月二十六日付 六十二號

外務大臣に

一八日 三九五號参照

№2475

内閣するところによると、日本外務省は來栖大使に對し獨外務省に豫定されたコブルグ公の訪問を三月により良くは四月に延期するよう要請すべく命じました。その理由とするところは、かゝる高懸の歓迎のため準備すべき時間が充分になく、政界の代表的人物は凡て議會に忙殺されておと云ふこととであります。建國紀念日に際する外國の特命使節の招待は考慮されてゐなかつたので外務省は公の訪問を友好使節の名目にするように希望いたしました。

私は連絡者に對し日本の處置カベルリンに於ける重大な悪感情を惹起しはせぬかとの憂慮を個人的に述べ此の奇異な處置の深い動機は私の觀察するところでは獨逸のみか特命使節を派遣することか第三國の手前日本中立を傷けはせぬかとの日本政府のケチくさい心配に求めることができず。

更に淺間丸事件による反英的空氣のためには宮庭關係では此の時に當つて公の訪問によつて親獨的輿論の上昇を促進することに不安を感じてゐることであり、此の想像は次の事實に徴しても眞實のようです。即ち内閣するところの依りますと政府は淺間丸事件の直前に於て公を國賓として大々的に迎へることを計畫考慮したといふことであり、大島大使は反英運動を突然な「形式的には極度に不愉快な」日本政府のベルク公約撤去の主要理由として上げてゐます。此に對し彼は然し乍ら旅行の延期が悉く五ヶ國の政治上有利であらうと見てゐます。その理由は若し反英運動が獨逸の影響によるものであるといふ嫌疑をかけられたければ完全な効果を上げるものと思はれるからであります。入手した許りの情報に依りますと連動は廣く政黨關係に擴がり二月三月には議會に於て激しい鬭争に及ぶことは政府の倒潰に導くことが出来るでせう。大島大使は旅行を四月、五月迄延期すること然しその決定的な時日は保留するようすゝめてゐます。私は又次の旅行案の審議を願ひたいと思ひます。即ち日本への到着は一週間後とする、次いで直ちに米歐へ出立しその途途日本に友好訪問をなすこと、角、スターマの情報旅行が實現されれば有難いのですが。

オット

口 供 書

W. P. カミングハ先ヅ正式ニ宣誓シ證言シ申延ブ

一、私ハ獨逸關係ノ合衆國政治顧問局員ノ合衆國國務省ノ一員ニシテ從ツテ合衆國獨逸軍政府ノ代表者デアル。

上述ノ資格ニ於テ原文ノ捕獲セラレタル獨逸外務省書類及ビ記録ハ獨逸ベルリン、ベルリン文書部ニ於テ小生ガ所有シ保管シ管理スルモノナリ。

二、前述ノ原文ノ外務省書類及ビ記録ハ連合國派遣軍最高司令官ノ命令ノ下ニ軍隊ニ依リ捕獲取得セラレタルモノナリ、押收取得ト同時ニ前記軍隊ニ依リ先ヅ獨逸マールブルク軍用書類中央部ニ集收セラレ後日前記連合軍ノ権限アル人ニ依リ伯林文書部トシテ知ラレタル前記ノ中央文書部ニ移動セラレタリ。

三、私ハ一九四五年八月十五日獨逸マールブルクニ在ル前記文書部ニ配置セラレ獨逸マールブルグ勤務中前記捕獲セラレタル獨逸外務省書類及ビ記録ハ最初ニ私ノ所有管理スル事トナリ其後モ繼續シテ私ノ管理下ニ私ガ所持保管スル事ニナリ居タリ。

四、本口供書ノ添附セラレタル書類ハ前述ノ方法ニ依リ私ノ管理下ニ私ノ

所持保管スル所トナリタル前記獨逸外務省書類及ビ記録ヨリ捕獲セラレタル獨逸外務省原文書類ノ眞實ニシテ正確ナル寫眞寫ナリ。

五、添附セラレタル寫眞寫ノ前記原文書類ハ諸關係機關ニ依リ調査審査ノタメ私ガ保持保留シ、前記ノ理由ニ依リ前記原文利用不可能ノタメ前記原文ノ寫眞寫ヲ茲ニ證明ヲ附シテ提出ス

W. P. カミング (署名)

一九四六年四月二十三日小生ノ面前ニ於テ宣誓署名セリ

高級副官代筆

陸軍中佐 A. G. D

G. H. ガード (署名)

獨逸軍政府事務局 (U. S.) (印)

書類番號 第三番

證 明 書

自分儀イエールマクソン、は日本、東京の國際檢察口文書課長の職にある者なる處、此處に添付せるオットにより署名され且つ一三六二三四及び一三六二三五なる電報番號を有する一九四〇年一月二十六日付の電報と及び更に右電報に添付せる一九四六年四月二十三日付の電報の宣誓供述書は、吾が保管に係る原文の眞實にして正確なる寫しなることを證明す。

一九四七年八月十五日

日本東京國際檢察口文書課長

イエールマクソン (署名)